

佐賀県告示第108号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和39年佐賀県告示第359号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、政策調整監（<u>政策の調整を総括する政策調整監（甲）及び政策の調整を推進する政策調整監（乙）のうちから、政策部長が指名する職員に限る。</u>）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、政策調整監（<u>政策部の分掌事務に係る政策の調整を推進する政策調整監のうちから知事が指定する職員に限る。</u>）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。